

第二項並びに第六条第一項から第四項まで、前条並びに前項の業務のほか、旧織維法第
四十一条第一項第三号から第五号まで及び第七号から第九号までに掲げる業務並びにこれ
らに附帯する業務を行う。

○ 地域振興整備公団法（昭和三十七年法律第九十五号）（日本政策投資銀行法（平成
十一年法律第七十三号）附則第三十六条の規定による改正前）（抄）

（業務の範囲）

第十九条 公団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 省 略

二 製造の事業を営む者で過度に工業が集積している地域内にある工場を工業の集積の
程度が低い地域に移転しようとするものに対し、その移転に関し必要な資金の貸付け
を行ない、並びにその者から当該貸付けに係る工場跡地を買い取り、及びこれを譲渡
すること。

三・六 省 略

七 第四号において規定する地域において当該地域の振興に必要な鉱工業等を営む者に
対し、その事業に必要な設備資金若しくは長期運転資金の貸付け又は出資を行なうこ
と。

2
5
7 省 略
八・九 省 略

○独立行政法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）（独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十四号）による改正後）（抄）

（業務の範囲）

第十三条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の調査、研究及び開発を行うこと。

二 宇宙の開発に関する大規模な技術開発であつて、情報の電磁的流通及び電波の利用に係るものを行うこと。

三 周波数標準値を設定し、標準電波を発射し、及び標準時を通報すること。

四 電波の伝わり方について、観測を行い、予報及び異常に関する警報を送信し、並びにその他の通報をすること。

五 無線設備（高周波利用設備を含む。）の機器の試験及び較正を行うこと。

六 前三号に掲げる業務に関連して必要な技術の調査、研究及び開発を行うこと。

七 第一号、第二号及び前号に掲げる業務に係る成果の普及を行うこと。

八（十二）省略

2 省略

○特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）（独立行政

法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百三十四号）による
改正後）（抄）

（機構による特定通信・放送開発事業の推進）

第六条 独立行政法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）は、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 認定計画に係る通信・放送新規事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

二（五）省略
2・3省略

○電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）（独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百三十四号）による改正後）（抄）

（機構による施設整備事業の推進）

第六条 独立行政法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）は、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 認定計画に係る施設整備事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債（

社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

二・三 省 略

○独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第二百六十一号）（抄）

（業務の範囲等）

第十八条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 大学との共同その他他の方法による宇宙科学に関する学術研究を行うこと。

二 宇宙科学技術及び航空科学技術に関する基礎研究並びに宇宙及び航空に関する基盤的研究開発を行うこと。

三 七省 略
と。
八 大学の要請に応じ、大学院における教育その他その大学における教育に協力すること。

九 省 略

2 附 則

（国の有する権利義務の承継等）

第九条 機構の成立の際、第十八条第一項に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、機構の成立の時において機構が承継する。

(研究所及び事業団の解散等)

第十条 研究所及び事業団は、機構の成立の時において解散するものとし、次項の規定により國が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において機構が承継する。

2 10 省 略

○独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）（独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律（平成十四年法律第一百二十九号）による改正後）（抄）

(業務の範囲)

第十三条 研究機構は、第四条第一項の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 農業に関する多様な専門的知識を活用して行う技術上の総合的な試験及び研究並びに調査を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、農業に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと（次項に規定する業務に該当するもの及び農林水産省の所管する他の独立行政法人の業務に属するものを除く。）。

三 家畜及び家きん専用の血清類及び薬品の製造及び配布を行うこと。

四 省 略

○ 情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）（情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百四十四号）による改正後）（抄）

（業務の範囲）

第二十条 機構は、第十条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一・二 省 略

三 情報処理サービス業者等（情報処理サービス業又はソフトウェア業を営む会社又は個人をいう。以下同じ。）が金融機関から電子計算機の導入、プログラムの開発その他業務又は技術の改善又は向上に必要な資金を借り入れる場合における当該借入れに係る債務を保証すること。

四 情報処理サービス業者等以外の者が金融機関からその事業活動の効率化に寄与するプログラムの開発又はプログラムの開発に関する業務を行う者の技術の向上に必要な資金を借り入れる場合における当該借入れに係る債務を保証すること。

五・八 省 略

2 省 略

○ 独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第二百八十三号）（抄）

(業務の範囲)

第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一、四省略

五 次に掲げる被害者であつて生活の困窮の程度が国土交通省令で定める基準に適合するものに対し、当該被害者に必要な資金の全部又は一部の貸付けを行うこと。

イ 自動車事故により死亡した者の遺族又は国土交通省令で定める後遺障害をもたらす傷害を受けた者の家族である義務教育終了前の児童

ロ 自動車事故による損害賠償についての債務名義を得た被害者であつて当該債務主義に係る債権についてその全部又は一部の弁済を受けることが困難であると認められるもの

六 次に掲げる被害者であつて生活の困窮の程度が国土交通省令で定める基準に適合するものに対し、当該被害者が損害賠償額又は損害のてん補として支払われる金額の支払を受けるまでの間、その支払を受けるべき金額の一部に相当する資金の貸付けを行うこと。

イ 自賠法の規定により後遺障害に係る損害賠償額の支払を受けるべき被害者
ロ 自賠法第四章の規定による損害のてん補として支払われる金額の支払を受けるべき被害者

附則
七、九省略

(自動車事故対策センターの解散等)

第二条 自動車事故対策センター（以下「センター」という。）は、機構の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時において機構が承継する。

2 ～ 10 省略

○ 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）（中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百六十四号）による改正後）（抄）

(掛金)

第四十四条 省略

2・3 省略

4 共済契約者は、被共済者に賃金を支払うつど、退職金共済手帳に退職金共済証紙をはりつけ、これに消印することによつて掛金を納付しなければならない。

5 省略

(業務の範囲)

第七十条 機構は、第四十五条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 退職金共済契約及び特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業を行うこと。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の委託)

第七十二条 機構は、業務方法書で定めるところにより、金融機関又は事業主の団体に対し、第七十条に規定する業務(事業主の団体に委託する場合にあつては、退職金共済契約に係る退職金等の支給に関する業務及び特定業種退職金共済契約に係る退職金の支給に関する業務を除く。)の一部を委託することができる。

2 省 略

○投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)(抄)

(定義)

第二条 省 略

2 省 略

19 この法律において「投資法人」とは、資産を主として特定資産に対する投資として運用することを目的として、この法律に基づき設立された社団をいう。

20 省 略

21 この法律において「投資口」とは、均等の割合的単位に細分化された投資法人の社員の地位をいう。

22 省 略

23 この法律において「投資主」とは、投資法人の社員をいう。

24 省 略

28 この法律において「外国投資信託」とは、外国において外国の法令に基づいて設定された信託で、投資信託に類するものをいう。

29 省 略

○証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）

第二条 省 略

② 省 略

③ この法律において、「有価証券の募集」とは、新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘（これに類するものとして内閣府令で定めるものを含む。以下同じ。）のうち次に掲げる場合に該当するものをいい、「有価証券の私募」とは、新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘であつて有価証券の募集に該当しないものをいう。

一 多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合（有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者として内閣府令で定める者（以下「適格機関投資家」という。）のみを相手方とする場合を除く。）

二 省 略

④ 省 略

⑨ この法律において「証券会社」とは、第二十八条の規定により内閣総理大臣の登録を受けた株式会社をいう。

⑩ 省 略

⑪ 省 略

⑫ 省 略

⑬ 省 略

(14) この法律において「証券取引所」とは、第八十条第一項の規定により内閣総理大臣の免許を受けて有価証券市場を開設する証券会員制法人又は株式会社をいう。

(15)・(16) 省略

(17) この法律において「有価証券先物取引」とは、有価証券市場において、売買の当事者が有価証券市場を開設する者の定める基準及び方法に従い、将来の一一定の時期において有価証券へ政令で定めるものを除く。以下この項及び第十九項第一号において同じ。」及びその対価の授受を約する売買であつて、当該売買の目的となつてはいる有価証券の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によつて決済することができる取引をいう。

(18) この法律において「有価証券指数等先物取引」とは、有価証券市場において、有価証券市場を開設する者の定める基準及び方法に従い、当事者があらかじめ有価証券指数へ株券その他内閣府令で定める有価証券について、その種類に応じて多数の銘柄の価格の水準を総合的に表した株価指数その他の指数で有価証券市場を開設する者の指定するものを行う。以下同じ。」として約定する数値（以下「約定指数」という。）又は有価証券へ株券その他内閣府令で定める有価証券のうち有価証券市場を開設する者の指定するものに限る。」の価格として約定する数値（以下「約定数値」という。）と将来の一一定の時期における現実の当該有価証券指数の数値（以下「現実指数」という。）又は現実の当該有価証券の価格の数値（以下「現実数値」という。）の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引をいう。

(19) この法律において「有価証券オプション取引」とは、有価証券市場において、有価証券市場を開設する者の定める基準及び方法に従い、当事者の一方の意思表示により当事

者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに對して対価を支払うことを約する取引をいう。

一 有価証券の売買

二 有価証券指数等先物取引へこれに準ずる取引で有価証券市場を開設する者の定めるものを含む。)

② ⑤ 省 略

第六十五条 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関は、第二条第八項各号に掲げる行為を行うことを営業としてはならない。ただし、銀行が顧客の書面による注文を受けたその計算において有価証券の売買等、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を行う場合又は銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が他の法律の定めるところにより投資の目的をもつて若しくは信託契約に基づいて信託をするもの の計算において有価証券の売買等、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を行う場合は、この限りでない。

② 省 略

第七十五条 店頭売買有価証券市場を開設する協会は、当該店頭売買有価証券市場において売買を行わせようとする有価証券の種類及び銘柄を当該協会に備える店頭売買有価証券登録原簿に登録しなければならない。

② 省 略

第一百五十六条の二十四 証券取引所の会員等又は証券業協会の協会員に対し、証券会社が顧客に信用を供与して行う有価証券の売買その他の取引(以下「信用取引」という。)

その他政令で定める取引の決済に必要な金銭又は有価証券を、当該証券取引所が開設する取引有価証券市場又は当該証券業協会が開設する店頭売買有価証券市場の決済機構を利用して貸し付ける業務を営もうとする者は、内閣総理大臣の免許を受けなければならぬ。

② ④ 省略

○ 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成七年法律第四十七号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第二号の三までに掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第三号の政令で定める業種を除く。

。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数

が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 企業組合

五 協業組合

六 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

省 略

3 この法律において「特定中小企業者」とは、中小企業者であつて次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 設立(合併又は分割による設立を除く。第三号において同じ。)の日以後五年を経過していない法人(第一項第六号に掲げる者を除く。第三号において同じ。)又は事業を開始した日以後五年を経過していない個人であつて、貿易をめぐる状況の変化、国内における投資活動、技術水準等の変化その他の近年における経済の多様かつ構造的な変化による影響を受けており、当該業種における事業活動の活性化の促進が新たな事業分野の開拓に資する工業その他の業種であつて政令で定めるものに属する事業

を行うもの

二・三 省 略

4 この法律において「研究開発等事業」とは、生産、販売若しくは役務の提供の技術（著しい新規性を有するものに限る。）に関する研究開発、その成果の利用又は当該成果の利用のために必要な需要の開拓を行うことをいう。

（研究開発等事業計画の変更等）

第五条 省 略

2 都道府県知事は、前条第一項の認定に係る研究開発等事業計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定研究開発等事業計画」という。）に従つて研究開発等事業が行われていないと認めるとときは、その認定を取り消すことができる。

3 省 略

（診断及び指導）

第七条の二 経済産業大臣は、特定中小企業者であつて、その事業の将来における成長発展を図るために積極的に外部からの投資を受けて事業活動を行うことが特に必要かつ適切なものとして経済産業省令で定める要件に該当するものに対して、その投資による資金調達の円滑な実施に必要な経済状況に関する情報の提供について診断及び指導を行うものとする。

置法の一部を改正する法律案による改正後）（抄）

（定義）

第二条 省略

2 この法律において「事業再構築」とは、事業者が行い、又は行おうとする事業のうち、当該事業者が行う他の事業に比して現に生産性の高い事業又は将来において高い生産性が見込まれる事業（以下「中核的事業」という。）の強化を目指した事業活動であつて、次に掲げるものをいう。

一 生産性の相当程度の向上を図るために事業者が行う事業の構造の変更であつて、次に掲げるもの

イ 株式交換、株式移転、合併、会社の分割、営業若しくは事業に必要な資産の譲受
け、他の会社の株式の取得（当該取得により当該他の会社が関係事業者（当該事業者がその経営を実質的に支配していると認められるものとして主務省令で定める関係を持つ事業者（新たに設立される法人を含む。）をいう。以下同じ。）となる場合に限る。）、資本の相当程度の増加又は会社の設立による中核的事業の開始、拡大又は能率の向上

ロ 当該事業者が保有する施設の相当程度の撤去若しくは設備の相当程度の廃棄、株式交換、株式移転、会社の分割、営業若しくは資産の譲渡、関係事業者の株式の譲渡（当該譲渡により当該事業者の関係事業者でなくなる場合に限る。）又は会社の設立若しくは清算による事業の縮小又は廃止

二 事業者がその経営資源を活用して行う事業の分野又は方式の変更であつて、次に掲げるもの（以下「事業革新」という。）

イ 新商品の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供により、生産若しくは販売に係る商品の構成又は提供に係る役務の構成を相当程度変化させること。

ロ 商品の新たな生産の方式の導入又は設備の能率の向上により、商品の生産を著しく効率化すること。

ハ 商品の新たな販売の方式の導入又は役務の新たな提供の方式の導入により、商品の販売若しくは役務の提供を著しく効率化し、又は国内における新たな需要を相当程度開拓すること。

ニ 新たな原材料、部品若しくは半製品の使用又は原材料、部品若しくは半製品の新たな購入の方式の導入により、商品の生産に係る費用を相当程度低減すること。

3・4 省略

5 この法律において「事業革新設備」とは、第二項第二号イからハまでに掲げる事業革新に必要な設備であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。
一 当該設備を導入しようとする事業者が現に有しておらず、かつ、初めて導入するものであること。

二 当該設備を導入しようとする事業者が自ら行つた研究開発の成果である新技術を利用了したものであること。

第三条 事業者は、その実施しようとする事業再構築に関する計画（以下「事業再構築計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを平成二十年三月三十一日までに主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

257省略

（事業再構築計画の変更等）

第四条 前条第一項の認定を受けた者（当該認定に係る事業再構築計画に従つて合併により設立された法人を含む。以下「認定事業再構築事業者」という。）は、当該認定に係る事業再構築計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、その認定をした主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、認定事業再構築事業者又はその関係事業者が当該認定に係る事業再構築計画（前項の規定による認定の変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定事業再構築計画」という。）に従つて事業再構築のための措置を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

355省略

（共同事業再編計画の認定）

第五条 同一の特定事業分野に属する事業を営む二以上の事業者は、その実施しようとする共同事業再編に関する計画（以下「共同事業再編計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを平成二十年三月三十一日までに主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 共同事業再編計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 省 略

三 共同事業再編の内容及び実施時期

四・五 省 略

3 共同事業再編計画には、次に掲げる事項に関する計画を含めることができる。

一・三 省 略
四 共同事業再編に伴つて行おうとする事業革新設備の導入その他の事業革新に関する事項

4・5 省 略

(共同事業再編計画の変更等)

第五条の二 前条第一項の認定を受けた者（当該認定に係る共同事業再編計画に従つて合

併により設立された法人を含む。以下「認定共同事業再編事業者」という。）は、当該認定に係る共同事業再編計画を変更しようとするとときは、主務省令で定めるところにより、その認定をした主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、認定共同事業再編事業者又はその関係事業者が当該認定に係る共同事業再編計画（前項の規定による認定の変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定共同事業再編計画」という。）に従つて共同事業再編のための措置を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3・5 省 略

(経営資源再活用計画の認定)

第六条 事業者は、その実施しようとする経営資源再活用（当該事業者が法人を設立し、

その法人が実施しようとするものを含む。)に関する計画(以下「経営資源再活用計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを平成二十年三月三十一日までに主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2・3省略

4 経営資源再活用計画には、次に掲げる事項に関する計画を含めることができる。

一 省略

二 経営資源再活用に伴つて行おうとする事業革新設備の導入その他の事業革新に関する事項

三 省略

(経営資源再活用計画の変更等)

第七条 前条第一項の認定を受けた者(当該認定に係る経営資源再活用計画に従つて設立

された法人を含む。以下「認定経営資源再活用事業者」という。)は、当該認定に係る経営資源再活用計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、その認定を受けた主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、認定経営資源再活用事業者が当該認定に係る経営資源再活用計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定経営資源再活用計画」という。)に従つて事業を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3・5省略